

半田市優良工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、半田市が発注した工事のうち、その施工に関し、優秀な成績で完了させた建設業者を表彰することにより、工事の施工に対する意欲を高めるとともに、品質の確保及び施工技術の向上を図ることを目的とする。

(対象となる工事)

第2条 この要領による表彰の対象となる工事(以下「表彰対象工事」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、解体工事、仮設工のみの工事、清掃工事は対象外とする。

- (1) 請負金額が500万円以上の工事であること。
- (2) 表彰を行う年度の前年度(以下「対象年度」という。)に完了した工事であること。
- (3) 半田市工事検査要綱第10条に規定する成績評定を受けた工事であること。

(選定基準)

第3条 表彰する優良工事の選定基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる工事区分ごとに選定すること。
 - ア 土木一式工事
 - イ 建築一式工事
 - ウ ほ装工事
 - エ 水道施設工事
 - オ その他工事
- (2) 成績評定点が80点以上の工事であること。
- (3) 表彰対象工事の中から、工事区分ごとに成績評定点の高い順に選定すること。
- (4) 選定件数は、各工事区分において、表彰対象工事の件数の5%を上限とすること。

(被表彰者)

第4条 表彰を受ける者は、前条の規定に基づき選定された優良工事を施工した建設業者とする。

2 対象年度の初日から表彰の当日までの間に、次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、表彰を受けることができないものとする。

- (1) 半田市の指名停止処分を受けた者
- (2) その他表彰にふさわしくない行為等があったと認められる者

(優良工事の決定)

第5条 第3条に規定する優良工事の選定は総務課にて行い、市長に上申する。

2 市長は、前項の規定に基づく選定の結果を踏まえ、優良工事を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、優良工事請負業者に感謝状を贈呈することにより行う。

2 表彰は、毎年度1回実施するものとする。ただし、対象者がいない場合はこの限りではない。

3 表彰の結果は、半田市のホームページ等で公表するものとする。

(庶務)

第7条 優良工事表彰に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。